

和歌山県よろず支援拠点ご利用にあたっての留意事項

ご利用にあたりまして、以下の事項について予めご了承ください。

1. よろず支援拠点での相談について

和歌山県よろず支援拠点は、中小企業・小規模事業者、NPO法人・一般社団法人・社会福祉法人等の中小企業・小規模事業者に類する方、創業予定者等を対象に、売上拡大、経営改善をはじめとする様々な

経営に関する相談をお受けする無料の経営相談所です。

アドバイス内容の完全性・有用性・確実性・適合性等について、いかなる保証もするものではありません。

アドバイスに基づいた利用者の行為によって、利用者及び第三者にどのようなトラブルや損害が発生したとしても、和歌山県よろず支援拠点、チーフコーディネーター及びコーディネーター等は一切の責任を負いません。

アドバイスに基づき行為を行うか否かの判断は、利用者の責任で行ってください。

また、相談内容に応じて、適切な他の支援機関や外部専門家等を紹介する場合があります。なお、拠点の予算及び人員には限りがあること、

行政手続き、融資手続き、助成金の申請手続きといった実務代行、成果等の作成(WEBサイト作成や販促ツール等)は行っていないことなどの理由により、相談者の要望するサービスを十分に提供出来ない場合があることを予めご留意ください。

2. 企業情報、個人情報及び相談内容等の取り扱いについて

公益財団法人わかやま産業振興財団(和歌山県よろず支援拠点の実施機関)は、営業秘密及び個人情報の取り扱いについて関連法令を遵守します

が、次の点について予めご了承ください。

- ① 和歌山県よろず支援拠点事業は、国の施策として、中小企業庁、近畿経済産業局、独立行政法人中小企業基盤整備機構、公益財団法人わかやま産業振興財団が連携・協力して運営しています。
- ② 本事業の円滑な遂行及び事例や実態等の調査・分析のために、お伺いした内容(個人情報を含む)は、①に掲げる者、経済産業省、全国のよろず支援拠点で共有されます。また、効果的な政策立案や経営支援等のために、経済産業省(外局を含む)の業務委託先に対して、企業情報を匿名化した上で、提供・利活用させていただく場合がございます。なお、実施機関内での情報提供の範囲は本事業を所掌する課室・担当者に限り、利用者へ事前の承諾なく、本事業以外を所掌する課室・担当者への情報提供は行いません。
- ③ **創業前の方は【創業後、開業届の提出日】をご連絡ください。**
- ④ **創業後1年未満の個人事業主は【開業届の開業日】、法人は【決算月】を確認いたします。**
- ⑤ **支援結果の確認のため、個人事業主は【確定申告書】、法人は【決算書】のご提出をお願いしています。**
- ⑥ **相談毎にアンケートを実施しています。相談終了後、すみやかに、ご案内する二次元コードよりアンケートのご回答をお願いします。**
- ⑦ **相談品質向上のため11月に中小企業庁より、メールにてアンケートをお送りいたします。ご相談いただいた方々の声が私たちの励みになります。「こんな支援が受けられてよかった」など、具体的なコメントと共に回答をお願いします。**アンケートで、いただいた情報を元に拠点の改善に努めさせていただきます。
- ⑧ メールアドレスにメールマガジンをお送りします。あらかじめご了承ください。不必要でありましたら受信後、配信を解除ください。
- ⑨ **お電話やメールにて、相談後の状況の確認などさせていただくことがございます。**

その他の注意事項

- 利用者に次のいずれかに該当する行為があった場合、事前に連絡することなく相談を中止し、今後の利用をお断りいたします。
 - ①脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為、②大声・奇声を発する、執拗に電話をかけるなどして相談業務を害する行為、③不必要に性的及び身体上の事柄に関する言動をする行為、④宗教活動又は政治活動等並びに宗教団体又は政治団体等への勧誘行為、⑤物品・サービス等の営業行為、⑥自らの希望するサービスを執拗に要求するなど、中小企業庁、近畿経済産業局、よろず支援拠点全国本部、実施機関名及び和歌山県よろず支援拠点が運営上、相談業務に支障をきたすと判断した行為。※なお、利用停止となった日の1年後以降に利用者が利用再開を希望する場合は、利用再開申請書を当該よろず支援拠点に提出し、その書類審査を経て、チーフコーディネーター、公益財団法人わかやま産業振興財団及び近畿経済産業局が面談審査を行った後に、留意事項等への遵守徹底及び再発防止誓約書の提出を条件に、利用再開を認めることがあります。
- 利用者は次のいずれかに該当する反社会的勢力に該当せず、今後においても反社会的勢力との関係を持つ意思がないことを確約したうえで相談に申し込むこととし、同意できない場合、または真実と異なる表明をされた場合は、和歌山県よろず支援拠点の利用をお断りいたします。
 - ①暴力団、②暴力団員・準構成員、③暴力団関係企業、④総会屋等、⑤社会運動等標ぼうゴロ、⑥特殊知能暴力集団等